

名古屋市立中央高等学校

いじめ防止基本方針

## 1 基本理念

すべての生徒が安心・安全に学校生活を送る中で、確かな学力や豊かな人間性・社会性を身に付け、将来責任ある社会の一員となることを学校づくりの基本とする。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。本校では、未然防止・早期発見・早期対応等の取組、またその取組の検証を基本に据え、いじめの防止等のための対策を行うこととする。

## 2 校内体制

- ・スクールカウンセラーを含めた「いじめ等対策委員会」を中心として教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応する体制で臨む。
- ・いじめが生じた際には、学校全体の問題として捉えた上で組織的に対応する。
- ・いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施し、教職員の資質向上に努める。

## 3 教職員一人一人の心構え

- ・いじめは「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との認識に立ち、教職員一人一人が高い人権意識を持つ。
- ・教職員の言動が、生徒を傷つけたり他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方には細心の注意を払う。
- ・日常的な教育活動の中で、生徒の不適切・不用意な発言があったときは、見逃すことなくその都度適切に対処する。
- ・普段から生徒が何でも相談できるような関係を築くとともに、生徒と触れ合う時間をできる限り設けるように努める。
- ・いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、些細な兆候であっても早い段階からの的確に関わり、いじめを積極的に認知する。
- ・暴力的な行為など「目に見えるいじめ」を目撃した場合は、速やかに止めるなどの指導を最優先する。

## 4 未然防止の取組

- ・学校の教育活動全体を通じて、生徒が他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供するよう努める。
  - ・生徒が授業や行事に主体的に参加する中で、心の通じ合うコミュニケーション能力を育んでいくような授業づくりや集団づくりを行う。
- ・学校が生徒にとって居心地のよい場所となるような環境づくりを行うとともに、互いを認め合える学校風土を醸成する。

### (1) 道徳教育・人権教育

・「一人一人を大切にする」「相手の立場になって考える」「自分がされたくないことは相手にもしない」等、他を思い遣る心、自他の生命を大切にする心を育むとともに、「死ね」「うざい」「きもい」など、人権意識に欠けた言葉遣いに対する指導の徹底に努める。

### (2) 授業づくり

・「わかる授業」「一人一人が参加・活躍できる授業」づくりに向け、教師一人一人の授業力向上に努める。また、基礎学力指導のあり方を常に検証・改善に努め、生徒の確かな学力の定着を目指す。

・授業公開や研究協議等により学校全体でよりよい授業づくりを進め、教科指導のみならず生徒指導の観点からも授業改善に取り組む。

### (3) 活発な自主活動

・生徒会活動や部活動など、生徒が主体的に人と関わることの喜びや大切さに気付き学ぶ機会を設定する。

・集団の一員としての自覚や態度・資質や能力を育むために、友達の良さに気付き互いを認め合う活動や共通目標を達成する活動などを行う機会を設定する。

・いろいろな機会を通じ、生徒自身がいじめを自らの問題として受け止めるとともに主体的に考えて行動できるような働きかけを行う。

## 5 早期発見の取組

いじめの早期発見のために、日常的な観察とともにアンケート調査や教育相談などを計画的に行い、生徒の様子を多角的に把握する。

### (1) 日常的な観察

・日頃の生徒との触れ合いの中でさまざまな情報を収集するとともに、いじめの兆候や生徒が示すサインを見逃さないようにする。

・さまざまな場面での様子や言動に注意を払うとともに、欠席や遅刻が増加した生徒の状況を速やかに把握する。

### (2) アンケート調査

・正しい情報を得るために、調査の主旨を生徒に十分説明した上で実施する。

・些細なことも含めて調査結果を分析し、情報の共有はもとより対応が必要な事柄については速やかに学校全体で組織的に対応する。

・重大な事案については、生徒や保護者の個別の聞き取りなど、より正確な情報収集に努める。

### (3) 教育相談

- ・他の生徒のいじめについて見聞きした場合は、勇気を持って相談するよう呼び掛ける。
- ・年間を通じて定期的に面接や保護者会を設定し、情報の収集に努める。
- ・担任以外の教員、スクールカウンセラーへの相談は常に可能であることを周知し、生徒が相談しやすい環境づくりに努める。
- ・学校の様子について何か気になることがあれば速やかに学校に連絡していただくよう保護者にも依頼しておく。
- ・年度当初に全生徒に「あったかハート」を配布したり、その都度各相談機関の情報を紹介・掲示したりして周知徹底を図る。

## 6 いじめに対する措置（重大事態・警察との連携を含む）

- ・特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ・教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、教育委員会・関係機関等と連携し、対応に当たる。
- ・生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。

### (1) いじめの発見時や相談・通報を受けたときの対応

- ・遊びや悪ふざけ、複数で一人を囲んでいる状況など、いじめと疑われる行為や不適切な発言を見聞きした場合、その場でその行為を止めたり発言に対して説諭したりする。
- ・生徒や保護者からの訴えに対しては真摯に傾聴し、些細な兆候であっても早い段階からの的確に関わる。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・いじめを発見したり通報を受けたりした教職員は、速やかに「いじめ等対策委員会」に報告する。
- ・「いじめ等対策委員会」では、関係生徒から事情を聴き取るなどしていじめとして対応すべき事案か否かを判断する。
- ・「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」などの重大な事案については、教育委員会と連携して迅速かつ適切な対応に当たる。また、状況に応じて所轄警察署・法務局・児童相談所などの関係機関との連携を図る。

### (2) いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ・「複数の教職員で見守る」「いじめた生徒を別室で指導する」など、安心して学校生活を送ることができるような環境を整える。
- ・上記の対応によってもいじめられた生徒が学校を欠席せざるを得ない状況が続く場合には、学習の支援などいじめられた生徒や保護者の心情に寄り添いながら支援する。

- ・状況に応じて、スクールカウンセラーや外部専門家の協力を得る。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行うように努める。

### (3) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・事実に対する保護者の理解を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の健全な人格の発達に配慮する。
- ・いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的な配慮の下、必要に応じて「特別の指導計画による指導」「教育委員会との判断による出席停止」「警察との連携による措置」などの対応を行う。

### (4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・傍観者に対しては自分の問題として捉えさせ、観衆に対してはいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ・集団として好ましい活動を取り戻すことがいじめの解決であることを理解させる。
- ・すべての生徒が、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

### (5) ネット上のいじめへの対応

- ・名誉毀損やプライバシー侵害などの不適切な書き込みについては、教育委員会が委託する業者や所轄警察署に相談し、直ちに削除する措置をとる。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。
- ・警察、法務局、関係業者等の専門家を講師とした講演会を実施したり、相談機関の窓口や関係機関が実施する取組を周知したりする。
- ・パスワード付きサイトやSNS、スマートフォンや携帯電話のメール等を利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく発見しにくいいため、学校における情報モラル教育の充実を図る。
- ・保護者に対しても現状の把握やスマートフォンなどの使用方法についての家庭確認を依頼する。